

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第3回）議事録

1 日 時 平成20年4月15日（火）17:30～19:30

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、伊東 晋、大谷 和子、清原 慶子、長田 三紀、根岸 哲、村上 輝康、木村 忠正、國領 二郎、菅谷 実、中村 伊知哉、舟田 正之、山本 隆司

(2) 総務省

鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、寺崎総合通信基盤局長、中田政策統括官、桜井官房総括審議官、河内官房審議官、松井官房審議官、田中電波部長、鈴木総合政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」第3回会合を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多用のところ、ご出席くださりましてありがとうございます。本日、村井委員、安藤委員、岡田委員、濱田委員、藤沢委員が所用のためご欠席であるとのことご連絡を受けております。

それでは、早速、議事の進行に入らせていただきます。

本日は、ごらんの議事次第のとおり、「新たな法体系に関する論点等」について、これを議題とさせていただきます。

まず、事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

【内藤法制企画室長】 事務局でございます。

本日、資料は全部で7点ございます。

資料1でございます。前回、3月13日に開催されました第2回会合の議事要旨、1枚物でございます。

資料2でございますが、「情報通信法（仮称）のイメージ」という、両面の2枚物の資料、最後が3ページになっているかと存じます。

資料3でございます。「情報通信法(仮称)に関する論点」というタイトルがついてございます。こちら、両面で3枚物です。最後が5ページになっているかと存じます。

資料4でございます。「諸外国の行政規律・体制の比較」ということで、A4横1枚物の資料でございます。

それから、資料5でございます。「米国の状況」ということで、A4横1枚の資料でございます。

なお、資料4、それから資料5は、前回の会合で宿題ということで承ったものでございますが、時間の関係上、恐縮ですが、本日の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

これ以外に、参考資料が2点ございます。

参考資料1でございますが、本検討委員会の構成員一覧でございます。これは一部委員の肩書の変更を反映したものでございます。

参考資料2でございますが、昨年の研究会の報告書のポイントというA4横両面で4枚物、最後は7ページになっているかと思っておりますが、こちらの資料になります。

本日の資料は以上でございます。

【長谷部主査】 過不足はございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ここで、今回初めてご出席の委員の方から、簡単な自己紹介をいただければと存じます。

まず、清原委員、よろしくお願いいたします。

【清原委員】 皆様、こんにちは。東京都三鷹市長の清原慶子でございます。5年前から市長を務めておりますが、その前は大学の教員をしております。情報政策等を専門としておりました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

【長谷部主査】 よろしくお願いたします。続きまして、山本委員、お願いたします。

【山本専門委員】 東京大学の山本と申します。専攻は行政法でございます。よろしくお願いいたします。

【長谷部主査】 よろしくお願いたします。

それでは、新たな法体系に関する論点、これにつきまして、事務局から一通りご説明をいただき、その上で、論点ごとに議論を行ってまいりたいと存じます。

それでは、事務局より、資料に即しましてご説明をお願いいたします。

(2) 新たな法体系に関する論点等について

【内藤法制企画室長】 お手元に資料2、資料3、それから参考資料2というもの、こちらをご用意いただければと思います。

特に参考資料2は、なぜ昨年の研究会報告書なのかということでございますが、先々月になります、2月に開催されました第1回の会合におきまして、具体的な制度の姿、イメージというのを早く提案してほしいというようなご意見を、一部委員の方からちょうだいしてございます。今回、それを踏まえまして、昨年の研究会報告書、これをもとにいたしまして、新たな法体系に関する論点等の資料、具体的には資料2、3というものを作成している、こういうことござい

す。

恐縮ですが、まず、この参考資料2の2ページをお開きいただければと思います。この報告書におきましては、通信・放送法制の抜本的再編ということで、現行法制を「縦割り」から「レイヤー型構造」へ転換し、現行法制を「情報通信法」として可能な限り一本化するというようなことを提言していたわけですが、これを前提に、情報通信法の実体像をイメージしたというものを簡単にまとめましたのが資料2ということでございまして、資料2をお開きいただければと思います。

情報通信法のイメージでございます。こちら、現行法制のうち、例えば、不正アクセス禁止法、あるいは携帯電話の本人確認法といったような、いわゆる刑罰的な法律で、明らかにほかの法律との統合にはなじみそうにない、こういったようなものを除いて一本化したイメージで作成しております。

ただ、だからといって、すべて一本化できるということでも必ずしもございませんで、特に悩ましい部分につきましては、あえて点線で囲いをつけてあるというようなものでございます。ある意味、その程度のものであるということで、ごらんいただければということでございます。

資料2に基づきまして、この情報通信法の全体構成をご説明申し上げます。

一番最初、まず法律の総論ということで、第一編でございますが、こちらに法律の目的、言葉の定義など、法律全般に関する規定を置くということになろうかと思っております。

次に、第二編、枠囲いしてございますが、レイヤーで申しますと、一番下の物理的な設備、つまり、ネットワークに用いられる伝送設備に関する規定というのが第二編でございますが、まず有線電気通信設備ということでございます。一般的に有線電気通信設備が他人に妨害を与えないようにするための設置、あるいは使用というものを規律するための規定というのをここに置いてございます。

次に、電波、いわゆる無線のほうの設備でございます。電波の公平、それから、能率的な利用を図るための周波数の割当てですとか、利用方法に関する規定ということでございまして、いわゆる無線局の免許の制度、あるいは、それに関する登録制度といったようなものについての規定、さらには、無線局の運用ですとか、その監督に関する規定というのを置いているということでございます。

1ページ一番下に、第三編、伝送サービスというものがございまして。こちらは、いわゆる伝送サービスの適正な運営ですとか、公正競争促進、利用者保護ということを図るための規定でございますが、イメージとしては、まず通信の秘密の保障に関する規定というものを置いた上で、恐縮です、2ページのほうへ移っていただきまして、上から2行目になります、伝送サービスの開始等に関する規定、あるいは料金、それから事業者間の接続に関する規定、それからユニバーサルサービス確保に関する規定というものを置いているということでございます。

それから、1個飛ばしまして、第四章に、紛争処理委員会とございまして、これは、いわゆる伝送サービスを行う事業者同士で、トラブル、争いが生じた際に、これを効率的に解決するために、例えば、あっせん、あるいは仲裁といったような手続、これを定めている部分ということに

なります。

いずれにしても、この第三編、伝送サービスというものは、現行の電気通信事業法の規定がベースになるのではないかということでイメージをしておるところでございます。

続きまして、第四編、コンテンツの関係でございます。こちらは、記憶を定かにするために、参考資料2の3ページをお開きいただければと思います。参考資料2は、何度も参照させていただこうと思います。

こちらに、昨年の報告書のコンテンツの規律に関する部分のイメージ図がございますけれども、簡単に申し上げますと、特別な社会的影響力を有する、いわゆるメディアサービスと、これ以外に公然性があるコンテンツ、ここでは、真ん中やや左に「オープンメディアコンテンツ」と書いてございますが、これに関する規定を第四編で定めるのかなということでございます。

資料2の2ページの第四編第二章、メディアサービスということで、メディアサービスの適正な運営を確保する。このために、まずメディアサービスの定義、あるいは区分というものに関する規定、それから、そのメディアサービスの業務につきまして、いわゆる番組準則に関する規定を置くということでございます。加えて、特に強い影響力を持つ、そういうメディアサービスにつきましては、特別メディアサービスということで位置づけまして、特別な手続等を定めているということでございます。

それから、第三章、オープンメディアコンテンツということで、こちらについては、違法・有害情報対策に関する規定を置くのであろうということでございます。

2ページ一番下に、第五編、プラットフォームというのがございます。こちらにつきましては、参考資料2の5ページをご参照いただければと思うのですが、これの上半分でございます。現時点では独立した規制とする必要性は大きくはないというのが報告書ベースでございますが、昨年の放送法改正の際に、いわゆる放送プラットフォームという規制が創設されてございます。その関係で、第五編ということで、資料2の2ページ一番下に置いてあるということでございます。

恐縮ですが、資料2の3ページをお開きください。こちら、第六編、情報通信に関する利用者の保護ということでございます。何でこれが出てくるのかということですが、これも恐縮ですが、参考資料2の2ページに関係がございます。そちらをお開きいただければと思いますが、これの右側は、見直しの基本的な考え方でございます。規制をできるだけ緩和・集約するとともに、右から3つ目の◆にありますように、情報通信に包括的に適用されるような利用者保護規定を整備するということになってございます。これを踏まえて、独立した編として、利用者保護規定というものを設けるのかなということでございます。

資料2に戻っていただきまして、第七編、これは特別な法人ということで、いわゆるNTT、それから、いわゆるNHKの業務、組織に関する規定をとりあえずここに置いているということでございます。

最後に、附則ということで、法律の改廃に伴うもろもろの経過措置の規定を置く。こういうものが、情報通信法のイメージ、全体構造になるのかなということでございます。

これをベースとして、いろいろ考えて、どのような論点が出てくるのかというのが、資料3になります。恐縮ですが、資料3をお開きください。編の番号等は、資料2の編の番号に沿って順番に並べております。この順にご説明申し上げます。

まず、第一編、総則、総論の論点ということでございますが、白抜きの四角の1というのがございます。現行の法制度を、いわゆる情報通信法として一本化した場合に、まず第1条の部分と申しましょうか、法律の目的はどのようなものにすべきかということでございまして、①で、次の事項を考慮すべきではないかと書いてございます。これは、昨年の研究会報告書で、ちなみに参考資料2の2ページに書いてある、いわゆる統合の基本理念というものでございまして、情報の自由な流通、ユニバーサルサービス、ネットワークの安全性・信頼性確保、こういったものを考慮すべきかどうか。それから、②でございまして、現行法の目的をどのように扱うのかということも、論点として考えられるということでございます。

次に、白抜き四角の2でございまして。情報通信ネットワーク上で情報を流通させる全ての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項、これは何かと申しますと、参考資料2の3ページをご参照いただければと思うのですが、オープンメディアコンテンツに関する違法な情報対策ということで、紙の中心よりやや左下のところに、「違法な情報」というのがございますが、こちらの部分で、違法情報対策として整備すべきとして提言されているのが、ここで申し上げる、本来遵守すべき最低限の配慮事項ということでございます。こういったものを、その性質上、通則という場所に規定するというのでいいかどうかということ、それから、仮にその場合、具体的にはどのような内容を規定すべきかということでございます。

あくまでご参考ということで、これは3年前に総務省で作成・公表いたしました「ユビキタスネット社会憲章」というものをごらんいただければと思います。この中では、情報倫理ということで、4つの事項がうたわれているということでございます。

順に簡単に読み上げますと、まず1つ目、すべての人は、差別、犯罪、青少年の健全育成の阻害等につながるICTの濫用に対し適切かつ予防的な措置を講じ、情報倫理の確立に努めなくてはならない。

2つ目ですが、違法・有害コンテンツの発信と、ネットワークの不適正な利用については、これを慎むよう努めなければならない。

3つ目は、コンテンツの制作者に関する部分でございまして。コンテンツが社会に対して多大な影響を与えることを認識し、良心に従って制作を行い、コンテンツの安全性と信頼性を確保すべき。

4番目でございまして。こちらは技術者の関係ですが、良心に従って研究開発を行い、技術の安全性と信頼性を確保すべき、こういったことなども踏まえまして、ICTの理念、あるいは倫理といったようなものをどのようにすべきか、ご意見をちょうだいできればということでございます。

恐縮ですが、資料3の2ページをお開きください。伝送設備についてでございます。

まず、四角の1でございまして、現在の有線電気通信法、あるいは電波法といえますのは、実

は伝送サービスに直接関係ない、いわゆる自営用の設備ですとか、あるいは、そもそも情報通信にも直接関係しない設備、具体的に言いますと、高周波利用設備というのは、電子レンジ、その他でございます。あるいは、レーダー、それから電波望遠鏡のような、いわゆる電波天文といったようなことも一体として規制をしているのが現状でございます、これらの規律、規制といったものを今後どのように扱うのかというのが、問題になってまいります。例えば、①でございますが、こういった2つの法律から、情報通信に関する部分だけを切り出して新しい法制度に一本化するということもあり得ないわけではないわけでございますが、もう少し現実的な選択肢としては、②にありますように、一本化はしないけれども、包括的な法体系の一環として制度整備を行うといったようなことも考えられるのではないかとということでございます。

いずれにしても、特に電波に関しましては、そのすぐ下でございますが、通信・放送の区分にとらわれない形で柔軟な電波利用を可能とするためにどのような制度が考えられるのか、ここが課題でございます、①にありますように、例えば、通信・放送の区分をあまり意識せず済むような免許制度の在り方にするですとか、②にありますように、免許の申請時にはあまり通信・放送ということではなく、その両方の目的を持つ無線局の申請を一括して行える。あるいは、例えば、放送用の免許を、後からダウンロードサービスといったような通信用のサービスにも使えるように、免許を受けた後の柔軟な目的変更を可能とするといったようなことが考えられるのではないかとということでございます。

さらに、四角の2でございますが、伝送サービス、あるいはメディアサービスといった、いわゆる事業者用の無線局を迅速に選定・配分するためにはどのような制度が考えられるかということについても、ご意見をいただければと思います。

第三編、伝送サービスについての論点でございます。こちらは、先ほど現在の電気通信事業法の規定がおそらくベースになるだろうと申し上げましたけれども、四角1にありますように、今の制度上は有線テレビジョン放送、あるいは無線の受託放送といったものは、電気通信事業法が適用されないことになっています。新しい制度に転換するに当たりまして、こういったものをどのように位置づけるかが問題になってくるわけでございます、例えば、チャンネルリースと言いますのは、これはケーブルテレビが、空いているチャンネルをほかの事業者に貸すようなサービスでございます。それから、受託放送というのは、衛星放送における衛星側、ハード側の運用業務でございます。こういったものについて、伝送サービスに位置づけるかどうか。それから、特にケーブルテレビでやっております放送の同時再送信は、伝送サービスになるのかどうかというのも難しい問題でございます。それから、今の地上波の放送が、例えば空いている周波数帯域を他人に使わせるといったようなことについては、どのように位置づけるべきか、こういったことについてもご意見をいただければということでございます。

2ページ一番下に、紛争処理委員会の関係がございます。現行の紛争処理委員会のトラブルシューティング、あっせん・仲裁の対象となる事案については、今後、①にありますように、これまで通り、伝送サービス事業者間の紛争のみを対象とする。あるいは、それだけではなく、3ページに移っていただきまして、いわゆるレイヤー型法制に移ることによって、レイヤー間の紛

争も対象とする。具体的に言いますと、地上波テレビとケーブルテレビというような、伝送サービスとメディアサービスの事業者間の紛争も対象に加えることも考えられるのではないかとということでございます。

第四編、コンテンツに関する論点でございます。コンテンツにつきましては、先ほど申し上げましたように、いわゆる特別な社会的影響力を有するメディアサービスと、それ以外の公然性のあるオープンメディアコンテンツに関する規律というのを整理しているわけでございますが、そもそもまずメディアサービスをどう定義すべきかというのは、大きな論点ではないかと考えております。①にありますように、現行では放送しか該当するものがないということ踏まえて、放送の概念、すなわち、括弧書きにあります、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信。」というものに範囲をとどめるという考え方がございます。この場合でも、定義を見直す必要はないか検討は必要かと存じます。あるいは、②にありますように、これは若干規制強化のおそれはございますが、将来新しいサービスが登場してくることを見据えて、もう少し広い定義にすることも考えられるのではないかとということでございます。

続きまして、2でございます。今度は、メディアサービスをどのように類型化すべきか。研究会報告書では、一般メディアサービスと特別メディアサービスに分けてございます。これを具体的にはどうやって類型化すべきかというの、ある意味悩ましい部分でございます。①から④にあるような分類のほか、どのようなやり方が考えられるのか、ご意見をちょうだいできればと存じます。

四角の3でございます。仮に四角の2のように分類ができたとして、次に、そのメディアサービスそれぞれに対して、どのような規律、規制を適用すべきかということでございます。まず特別メディアサービスについては、現行の規制の見直し、これは緩和方向、あるいは強化の方向それぞれについて何らかの見直し事項というのが存在するかどうか。一方で、一般メディアサービスについては、現行の規制を緩和する方向で検討することになってございますが、具体的にはどういったことについて見直すべきかということでございます。例えば、「番組準則」を緩和しますと、例えば、政党放送的なものも可能になるということかと思えます。一方で、2つ下の「解説字幕番組」は事業者に義務づけているわけですが、これを緩和してしまうと、今度は逆に、いわゆる情報バリアフリーの流れから逆行してしまうことになります。いずれにしても、ここに列記してあるようなそれぞれについて、個々に検討していく必要があるのではないかとということでございます。その結果によりましては、その下、③にありますように、一般メディアサービスについても、さらに類型化して規制、規律を分ける必要があるかもしれない、そういうことでございます。その他、細かい論点でございますが、現行の有料放送にあたりますが、有料メディアサービスの規律で見直すべき事項があるかどうか。それから、⑤でございますが、こちらは少しわかりにくいと思いますが、例えば、あらかじめ伝送できるメディアサービスの数が物理的に10とか20という形で制限されているような場合に、だれがその限られた枠を使ってサービスをするかということ、これをどのように決めるのかということも論点になろうかと思えます。市場原理による調達に任せるという方法、あるいは、メディアサービス事業者については、伝送容

量なりサービス品質を確保するための制度をつくることも、場合によっては必要かもしれないということでございます。

資料3の4ページへお移りください。メディアサービスの論点、最後の4つ目でございますが、いわゆるマスメディア集中排除原則を、今後どのように適用すべきかといったことも論点になるかと存じます。

次は、オープンメディアコンテンツでございます。いわゆるブログ、ホームページといった、いわゆる公然性のある通信コンテンツがここに該当してくるわけでございますが、ここにつきましては、先ほど申し上げたように、違法・有害情報について対策を講じるべきということでございます。

研究会報告書では、四角の1にありますように、「行政機関が直接関与しない形での対応を促進する枠組み」、これを整備すべきとされているわけでございますが、これについては、当分の間はプロバイダ等による対応を促進する。要は、プロバイダ責任制限法の枠組み、これを用いることでいいかどうか、この辺りについてご意見を伺いたいと思います。仮にその場合につきましても、具体的にどのように対応すべきかということがございます。①にありますように、現在では、いわゆる民事上、私法上の権利侵害情報のみがプロバイダ責任制限法の対象になってございます。この責任制限の範囲を、下にある外国の例のように、違法情報全般、あるいは刑事上の責任といったようなところでまで拡大すべきかどうかということ、あるいは、これ以外の有害情報対策については、何らかの規制、どのような制度を設けることが可能かということについても、ご意見をちょうだいできればということでございます。

4ページが一番下が、第五編、プラットフォームでございます。これは先ほど申し上げましたように、現行の放送プラットフォーム規律をどこに置くべきかということでございます。あるいは、これ以外にも、プラットフォームということで、ほかのレイヤーから分類して位置づけるべき規律、規定というものがあるかどうか、これについても論点にはなるかと思えます。

5ページへお移りください。第六編、情報通信に関する利用者保護についてでございます。先ほど申し上げましたように、規制の緩和、集約とともに、利用者保護規定を包括的に整備すべきということでございます。これを踏まえて、具体的にどのような制度を整備すべきかというのが論点でございます。①にありますように、現在ある電気通信事業法の規定——重要事項をきちんと説明する、あるいは苦情処理にきちんと対応するといった規定について、電気通信事業以外の、例えばメディアサービスといったような情報通信サービス全体に適用するということも考えられるのではないかと。あるいは、②にありますように、利用者を直接救済する。具体的には、何か問題がある勧誘があったときの利用者からの解除権、取消権を認めるといったような民事効、民事的な効果を認めるかどうかについても論点になるかと思えます。

第七編、特別な法人でございます。先ほどNTT、NHKということをおっしゃいましたが、そもそもこういった特別な法人の組織・業務に関する規定について、新たな法体系でどのように扱うべきかということでございます。①のように、新たな法制度に一本化することは考えられるわけでございますが、いわゆる民間の会社を一般法の一部で規定しているという、そういった法律

は、実は国内にはないようでございます。そういう意味では、②のように、いわゆる包括的な法体系の一環として制度整備を行うということもあり得るのではないかとございまして。

最後、附則でございますが、現在業務を行っている事業者につきましては、現在の地位を実質的に承継することとしてよいかどうか、これにつきましても、委員の皆様のご意見を伺えればということでございます。

事務局からは以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

それでは、早速討議に移ってまいりたいと思いますが、全体は相互に関連して、関連をしていることはそのとおりなんです、どこからでもということになりますとなかなか收拾もつかないところがございまして、全体を4つに大きくくくって、一つずつということをお願いできればと思います。

第1のくくりといたしまして、第一編の総則と第二編の伝送設備、これが第1のくくり、それから、第2のくくりといたしまして、第三編の伝送サービス、第3のくくりといたしまして、第四編のコンテンツと第五編のプラットフォーム、第4のくくりといたしまして、残り、利用者保護と特別な法人等、そして附則、そういった形での整理でひとまずご討議をお願いできればと存じます。

大体の目安として、それぞれのくくりを20分程度ということを考えてはおりますが、もちろん議論がどんどん活発になるようでしたら、多少の延長も考えております。それから、本日すべての討議が済むとはなかなか期待しにくいところがございまして、その場合には、次回以降にということをお願いできればと存じます。

それでは、まず第1のパートでございますが、第一編の総則、第二編の伝送設備、これにつきましてご議論をお願いできればと存じますが、いかがでございましょうか。

ア 「第一編 総則」及び「第二編 伝送設備」

【根岸委員】 最初の、目的に関連することかもしれませんが、参考資料2でいただいておりますものでは、2ページに全体の枠組みが書かれていて、真ん中に「レイヤーを越えた統合・連携は原則自由。公正競争促進等の観点から必要最小限の規律の必要性を検討」と、こういうふうにあります。ご検討いただきたいと必ずそこに入れるべきだということまでまだ主張するつもりはありませんけれども、競争という観点ですね。公正な競争という言葉でいいんですけれども、その競争という観点が、やはりこの通信・放送法制の抜本的再編のある種契機というか、大きな要因でもあったと思いますので、そういう点を検討いただきたいということになります。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

【村上委員】 同じようなコンテキストで、競争という側面と、情報通信の健全な発展というところにかかわるような論点ということで、イノベーションの推進という基本目標が重要であると思います。融合という技術革新に対応して、多様な産業が活発にイノベーションを起こしてい

くというようなところをどういう表現にするか、その表現についてはもんでいく必要があるかと思いますが、公正競争という側面と同時に、イノベーションの推進という側面を検討する必要があるのではないかと思います。

【長谷部主査】 私、事務局からご説明のあった編別の全体の構成自体は、あたかもそのままであるかのような言い方をいたしましたけれども、もちろん、全体の体系自体をどうするかということも、当然、議論できないわけではないと思います。

國領先生、経団連の報告書で中心になってまとめられた経緯があったかと思いますが、この編別とか全体構造等について何かご議論ございますか。

【國領専門委員】 経団連の提言は、特に私が中心になってまとめたわけではないのですけれども。

【長谷部主査】 それは失礼いたしました。

【國領専門委員】 その上で、比較的今までの議論を非常に素直に受けていただいている構造になっているのではないかと考えます。

これからおそらく各論の部分でいろいろな議論がたくさん出てくる局面に入ってきているのだろうと思うのですけれども、その意味からも、今ちょうど議論が始まった、理念の部分が非常に重要ではないかと思います。そこがきちっと書き込まれていることで、以降の議論はそれをどれぐらい具現化しているかという視点で落ちていきます。

例えば、参考資料2の1ページ、今、村上委員からイノベーションというキーワードをいただいたわけですが、やはり急速な技術革新に対してどれくらい対応できるものであるのかという点を入れたい。それから、国際化という場合、業界レベルの国際競争力だけでなく、日本社会が全体として国際的に活力のある社会をつくっていくために、これがどれくらいできるかというような基本理念のところをしっかりと書き込みたい。そうすると、例えば、第二編伝送設備の電波のところなんかで非常に重要なことを書いていただいている、通信と放送の区分にとらわれない形で柔軟な電波の利用を可能とするとしていただいているのですが、この辺りは一個一個細かい議論が出てくるのが予想されて、それはそれで重要なのですが、その中で理念が失われることがあり得ます。理念をしっかりと書いて、それを受けて、どういう具体的な形にしていけるかということについて議論すれば、ぶれないですむ。議論している中で、根っこの議論、理念の部分を忘れないようにしていくところが非常に重要ではないかという気がいたします。それから、安心・安全のところも、安全性・信頼性の確保というところと、やはり創造性をどれぐらい活性化していくかというところは、当然、バランスをとって、双方実現していかなければいけないということかと思いますが、その両方がきちっと見据えられたようなものにしていくところではないかと思います。

各論を言い出すと、本当にいっぱいいろんなことを言うのですけれども、多分、演説になるので、やめておいて、とりあえずこれぐらい申し上げて。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

【中村専門委員】 事務局に質問があるのですが、前身となる研究会では、この法案のイメ

ージとしては、コンテンツ、サービス、ネットワークの順番に書いてありましたけれども、今日のイメージではその逆に章立ての順番になっていますが、何かこの理由はありますか。

【内藤法制企画室長】 恐縮ですが、そんな立派な理由がございませんで、普通に法律をつくる場合には、下から上のほうが書きやすい。まず設備を定義した上で、規律を書いた上で、それを利用したサービスを規律するほうが書きやすいという、逆に言うと、それだけの理由でございます。

【中村専門委員】 わかりました。私もそれに賛成なので、その方向でお書きになっていいと思います。

もう一つ、今の議論の対象となる法律の条文を全部合わせると、800条とか1,000条とかになると思うのですが、今日の資料2のイメージで言うと、それが何条ぐらいになりそうですか。ざっくりと。

【内藤法制企画室長】 まじめに計算してございませんので、せめて1割は減らしたいとか、そういう程度の答えで恐縮でございますが。

【中村専門委員】 条文数が減るという認識ですか。

【内藤法制企画室長】 いずれにしても、統合することによって、少なくとも1割程度は、幾ら何でも減るのではないかというようなイメージは持っております。

【中村専門委員】 わかりました。

【長谷部主査】 ほかにいかがですか。

【清原委員】 第一編の総則の、特に目的にかかるところは、議論の出発点でもあり、また、これから各々の編について議論して、その上でまた戻ってくる場所だと思います。私は、その出発点として、これは先の研究会でも議論されたことだと思いますし、先ほど来、各委員がおっしゃっていらっしゃるように、「イノベーション」や「国際性」の問題、あるいは情報通信、放送をめぐる様々な具体的な「利用の場面の変容」に即応して、より有効な法制度をとすることは当然のことなのですが、それを、どちらかと言えば、「技術革新」を優先で見ていくか、あるいは、利用者のメディアあるいはネットワークの「利用の在り方、あるいは実態、望ましき」から見ていくかということについて、微妙な相違があるかもしれません。

今回、この研究会で、特に「利用者の保護」について明確に必要性を示しているということは、大変重要なポイントだと思ひまして、また、今回、資料3でも、1ページに「ユビキタスネット社会憲章」ということで、「情報倫理」の問題も紹介されています。このことから考えますと、もちろん、公正競争、イノベーション、国際性、創造性等、皆様がお示しになった理念というのは、私も大いに重要だと思うのですが、あわせて、やはりここに例示されていることと言うならば、「望ましい情報の自由な流通」、あるいは「ユニバーサルサービス」、さらには、これはいわゆるIT基本法の中で明確に示されたことですが、高度情報通信ネットワーク社会というのは、その「技術の恵沢を享受できる社会の実現」であり、そして、その上で、利用者の国民生活をより「ゆとりと豊かさを実感できるものにする在り方」であるとか、あるいは、これはIT基本法の場合は第8条で示されていることですが、「利用の機会等の格差の是正」、つまり、

「情報バリアフリー」が明確に示されていることなどについても、様々な議論が必要です。それらを通して、また目的のところは戻ってくるとは思いますが、より「国民、利用者」、今までであれば放送の「視聴者あるいは聴取者」、サービスであるならば「ネットワーク利用者」とか、そういう立場での在り方を示すというようなところが目的に明記されることが重要ではないかなと思います。

ただ、「利用者」と言った場合、大変難しいのは、「表現」をする人、「発信」をする人、「創造」する人という立場と、それから、相対的には「専ら情報コンテンツを利用」する側というのは、相変わらず情報通信が活発になっても存在するわけです。一般的には、テレビ等放送の場合、「送り手・受け手」という分け方の二分法が当初はあったわけですが、今、そうしたことがかなり流動化し区分がしにくくなっているとは言っても、やはり相対的に「発信力」のある側とそうでない側というのが「利用者」といっても存在します。そこで、利用者保護と言った場合に、専ら利用する人の保護なのか、サービスを活用する人の保護なのか、その保護といった面でも、ひょっとしたら多面的なものがあるかもしれません。

これはちょっと先の編にかかわることですが、今申し上げたかったのは、この総則の、この情報通信法の意義というときに、先の研究会でも議論されたような重要な論点というものは、おそらく「国民、利用者」という視点を重視しつつ、どう再編できるかというところにあるのではないかなと改めて思いましたので、意見を述べさせていただきました。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

【菅谷専門委員】 最初の法律の目的のところですけども、今回は通信・放送融合法制ということですけども、情報の自由な流通というカテゴリーに入るのかもしれないのですけれども、例えば、放送法の第1条にあるような、表現の自由の確保とか、そういう表現というのは、これ、表現の自由の確保って、放送法では、放送による表現の自由を確保ということですけども、さらに、主語が放送だけではなくなるかもしれないのですけれども、後段の表現の自由の確保というのは非常に重要な部分なので、これはやはり法律の目的のどこかには言葉を出したほうがいいのではないかなと思っております。

【長谷部主査】 この理念と目的は確かに重要なところで、ただ、後になってから、また具体的な制度を考えつつ、いろいろな委員からもご指摘がありまして、また振り返って再確認をしながら、相互に行ったり来たりということは当然あるところかと思いますが。

第二編の伝送設備に関しては、いかがでございましょう。

【中村専門委員】 設備については、2つばかり論点を追加提示したいと思います。

一つは、技術基準をどうするかということ。電波、あるいは有線電気通信、有線テレビジョン放送、電気通信事業、それぞれ様々な技術基準があるのですけれども、これはこの際集約するか、あるいは、その設備やサービスに分けておくのかというのが一つの論点になるのではないかと考えます。

それから、もう一つは、電波のところですけども、この通信と放送の区分にとらわれないといえますか、そうした区分をなくしていくのがこの法案の最大のテーマというか、課題になって

くると私は思っているのですけれども、その際に一つの論点としては、電波の分野で通信と放送を分けている一つに外資規制があります。放送の外資規制、これは今回見直すのかどうかも一つの論点ではないかと。そうした区分がなくなるとすれば、そこをどう扱うのかが一つの論点になってくると考えます。

【長谷部主査】 ほかにはいかがでしょう。

【伊東委員】 研究会のほうは、難しいことをやられているなと横目で見えておりましたので、どんな議論がなされたのかはよく存知あげておりませんが。

今日の資料3の2ページの電波のところの②の最後、「免許を受けた後の柔軟な目的変更を可能とする」という一文についてです。これを素直に読む、素直じゃないのかもしれませんが、私が素直に読むと、これは帯域免許にかなり近いなというふうに読めるのですが、そうすると、いわゆる比較審査が難しくなって、何となくおのずと周波数のオークションにつながっていくような話にも見えるのですが、そういう流れでいいんだということだったのでしょいか。

【長谷部主査】 流れ自体は特にあったというふうに私は認識をしておりませんが、私の理解では、これは単なる論点として提示されているということで、特に伊東先生として、その点について何かご意見はございますでしょうか。

【伊東委員】 私にですか。

【長谷部主査】 はい。

【伊東委員】 我が国は周波数のオークションはやらないと勝手に思い込んでいたものですから、それに結びついていくようなことを、では、どこでそうならないような仕掛けをされるのか、その辺りが逆に、ここを読んでいて興味が起こったところです。自由に使えるということになれば、比較審査はなかなか難しくなると思いますので、その辺りの、どういう対策というか、対応をとられるのかが私には見えなかったということです。

【長谷部主査】 多分、ものの考え方としては、比較審査というのは、要するに、オークションが基礎にあるとすると、みんなゼロ円と出しておいて。ただ、みんなゼロ円なので、では何を選ぶかと言えば、それは内容、あるいは運営、組織の在り方に関する比較審査だということ、それはとらえ方としてはあり得ると思うのですけれども。そこは、ですから、本当はお金だけでいいのかという点を伊東委員はご指摘になったのだらうということになるかと思います。

その点につきましても結構ですが、ほかにはいかがでございましょうか。

【村上委員】 今の免許の前後での目的変更ということですが、これがすぐ、帯域免許につながっていくと考えるべきなのでしょう。免許の前と後でおのおの評価・審査をすることで、柔軟性は確保するけれども、制度の基本的な思想は変えないというふうには読み取れないのでしょうか。

【長谷部主査】 舟田委員、お願いします。

【舟田専門委員】 この1の②は、ある意味では今日の一番難しい点なのではと思いますが、前の研究会では、オークションという話はなかったと思います。放送であろうが、通信であろうが、電波法の免許の場合には、目的をまず限定して、それに応じて申請してきてくださいというもの

ですから、それはもう放送であろうが、通信であろうが、あるいは、こういう目的はどうだ、何メガヘルツについて、こういうサービスの場合に申請してきますかとしているのが現行制度ですね。

ですから、今回のものは、最初はこの目的で、例えば、特別メディアサービスということで6メガヘルツあげるよと言ったと。しかし、実際はハイビジョンをやらない時間帯が深夜にあるという場合に、3分の1ぐらいしか使わないことがあるわけですね。で、そのまま放っておいていいのかと。それがもし通信に使える場合に、通信なら使う、あるいは、使える人があるという場合に、そこまでは議論していませんけど、私はレンタルしてもいいと思っているのですけれども。そういう電波の有効利用をさらに促進するという目的のためには、目的を変更する、あるいは、目的をもう少し大きくりにするといいですか、そういうこともあり得る。その辺で、それ以上の議論はなかったと思いますけれども、いずれにしろ、そのような意味で、電波の有効利用、あるいは、事業者がより柔軟に利用できるようにというようなことはできないか。オークションについては、随分、特に事業者側から拒否反応があるでしょうし、ちょっとここでは難しいかなということで、あまり前回の研究会では議論しなかったように記憶しております。

【長谷部主査】 私もそういう認識ですね。

【菅谷専門委員】 私も基本的には今の舟田先生のおっしゃったことへの理解なのですが、この文章だけ読むと、確かに伊東先生おっしゃるような、オークション的な感じにも読めるのですが、多分、主たる電波の利用目的があって、その主たる電波の利用目的で、なおかつ、時間的とか、あと、電波の周波数で余分な部分というか、余りが出た場合にそれを活用する方策って、今ないわけですよ。それを認めていこうと。

これは、もうちょっと感想めいて言いますと、よく、この縦から横にしてもほとんど何のメリットも受けないということを言われる事業者の方がいらっしゃるので、これがもし実現すれば、かなり多くのビジネスチャンスが広がってくるのではないのかなと思います。これは確か、大臣懇談会のときにも大分議論したことだと思いますけれども。

【長谷部主査】 菅谷先生が今おっしゃったのは、今までは技術革新があって、新しいサービスがあり得ると、そのたびにそれぞれの個別の法をどんどん変えていったわけで、それに応じて免許を出していたということなのですが、こうやって一本化するとすると、制度自体がその都度変更できるかどうか分からないということだとすると、そういう柔軟な仕組みを法制度自体の中に仕込んでおくことがいいであろうと、そういう方向になりますかね。

ほかにはいかががございましょうか。

【長田委員】 この議論のところに合うかどうかあれなのですが、二編の伝送設備のところ、情報通信に直接関係ない設備、電子レンジ等という例示を挙げられているのですが、相談現場で最近ちょっと多くなっている相談が、電子レンジが結局何かの電波に反応してスイッチが入るとか、その他もろもろ、そういうものは大分増えてきていて、機器の故障をまず疑うわけですが、結局、いろいろ調べた結果、外から来た何かの電波に反応していたということがわかったということが上がってきておまして、生活の実感の中に、そういう直接関係ないと言

われれば関係ないのですけれども、電波って非常に関係しているのだということが上がっておりますので、それをどういうところで扱うかというのはちょっと関心のあるところです。

【長谷部主査】 今、長田委員からご指摘の点があったので、これは資料2で言うと、事務局から出された資料ですと、点線が打ってあるのは、これは本当に一本化するのがいいのかどうか少々迷いがあるというところであるのですが、この点については、委員の先生方、いかがでございますか。これは、今すぐにこれということでもないので。

【山本専門委員】 今の点ですけれども、先ほど議論された情報の自由な流通というような目的との関係で言うと、少し違った要素がこの第二編には入ってくるだろうと思うのですね。今の電子レンジの問題などがありますので、ここの部分を全部一本化、統合するのは少し難しいのではないかと思います。

他方で、先ほどの電波の1の論点等は、情報の自由な流通等の目的に直接かかわってくる部分ですので、無理に一本化はしないけれども、この法律の趣旨・目的と深く関係する部分については、こちらに置くというぐらいの体系が現実的ではないかと感じましたけれども。

【長谷部主査】 いろいろなアイデアがあり得るところかなと思いますけれども。

大体この第1のくくり、もちろん、これでもうおしまいということではなくて、後から帰ってきてご議論いただくかと思いますが、第2のくくりのほうにそろそろ移ってよろしゅうございますでしょうか。

【村上委員】 第二編の1の①の、切り出して新たな法制度に一本化するか、一本化しないでやるかという問題と、有線電気通信法と電波法を一つのレイヤーで扱うというところには、テクニカルな問題はあまりないのかどうかについて、事務局にお伺いしておきたいと思います。

【長谷部主査】 どうですか。

【内藤法制企画室長】 恐縮ですが、ご質問の趣旨がよくわからなかったのですが。

【村上委員】 有線電気通信法と電波法を伝送設備の枠組みの中で考えて切り出して、新たな法制度に一本化しようという、1のケースの場合ですね。

いや、特に問題がないのであれば結構ですが。

【長谷部主査】 村上委員がおっしゃるのは、情報通信に関する部分だけ取り出すということが、何か問題を起こさないかという。

【村上委員】 2つについてですね。

【長谷部主査】 では、それは事務局でさらに検討していただくということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、第2のくくりにそろそろ行っていただきたいのですが、第2のくくりは、第三編の伝送サービスで、これは大きな問題点かなと思うのですが、この点はいかがでございますでしょうか。

イ 「第三編 伝送サービス」

【清原委員】 あまりに基本的で、本当によくわかっていない立場の質問で恐縮なのですが、例えば、この第三編の伝送サービスのところで、従来の通信・放送法制を再編した場合には、例

えば、ケーブルテレビの許認可とかはどうなるのでしょうか。ケーブルテレビでも、いわゆる有線テレビジョン法に基づく展開のみをするケースと、それから、あわせて電気通信事業者としてインターネット等のサービスを共にしている有線テレビ局があるわけですが、今回のこの新たな情報通信法に基づく場合には、それらのサービスを総合的、包括的に事業を許可されるという、こういう一元化が図られると素直に認識してよろしいのでしょうか。

もちろん、そのときに多様性があると思うんですね。いわゆる従来型の再送信のサービスを主とされる場所もあるでしょうし、主たるサービスがいわゆるインターネット・サービスであったり、あるいは、地上デジタル放送を、この時期ですから、主たるものとしたりするなど、その組み合わせには多様な事業展開があり得ると思うのですが、この一本の法律で、その事業について評価がされ、そして許認可がされていくということでしょうか。そうであれば、その決定をする組織というのは、また今までとは違う新たな形が想定されるわけですが、その辺りのイメージはいかがでしょうか。ケーブルテレビを例にすると、まさに通信・放送の融合的な状況が、わかりやすい形態の取り組みをこれまでもされてこられたので、そういうことが一元化されることの積極的な意義と、それから、もしもそうすると、ここに書かれているような幾つかの課題があるのですが、それについては、比較的円滑に解決がなされる可能性があるのでしょうか、あるいはなかなか難しいのでしょうか。その辺が、このいただきました資料3の2ページの1のところにと当たると思うのですが、事務局あるいは委員の皆様で、この辺りについて詳しい方に、少し具体的なイメージをご紹介いただくとありがたいと思います。

【長谷部主査】 事務局、ひとまずお願いできますか。

【内藤法制企画室長】 おそらく、今、2点大きくご質問いただいているかと存じます。

まず1点目、ケーブルテレビが新制度下、どのようになるのかということですが、まさにこの伝送サービスの論点の整理の仕方によって、大分変わってくるということかと思えます。比較的わかりやすい多チャンネル型、あるいはトリプルプレイのような放送と通信を両方やっているようなものは、いわゆるメディアサービスと伝送サービスというような形に、それぞれ通信・放送関係なく統合されるのであろうということになるかと思えます。いわゆるCATV事業者及び施設者というのは、メディアサービス事業者と伝送サービス事業者というふうに対応するイメージなのだろうと事務局は思っております。

ある意味悩ましいのは、再送信しかしていないようなケーブルテレビの扱いでございまして、再送信業務が、いわゆる伝送サービスではない、いわゆる放送サービスであるということであれば、それはメディアサービスというふうになるでしょうし、逆に、そういったものが、ここにありますように、伝送サービスと位置づけるのであれば、むしろ再送信型のケーブルテレビが伝送サービス事業者になるといったように、大分扱いが変わってくるということが、特にいわゆる再送信専門のケーブルテレビについては言えるかと思えます。

それから、ご質問の2つ目、地デジ問題への影響ですが、大変恐縮ですが、そこまでは現時点ではまだよくわからないというのが正直なところでございます。

【清原委員】 ありがとうございます。ケーブルテレビが、通信・放送の融合・連携を示す

象徴的なメディアとして、どういうふうにかこの法の中で位置づけができ、そして、その事業がポジティブに展開できるかというのが、私は新法の一つの意義であるなというふうに受けとめていたものですから、今のようなご質問をさせていただきました。今後また私も考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

【長谷部主査】 中村委員。

【中村専門委員】 今のに少し関連して、ここも2点ほど論点を出してみたいのですが。

一つは、この伝送サービスのレイヤーを業規制とするのか否かということが挙げられると思えます。電気通信事業法は事業法ですけれども、放送の体系というのは、放送事業法ではなくて、どちらかというとな務法なわけですね。例えば、ケーブルテレビで言うと、それを事業として行っていない非営利の難視聴解消用の共聴組合のようなものも、引込端子数が500を超えるものは許可にかからしめているという仕組みになっておりますから、そこをならずとすると、どういうスキームにするのがよいかというのが一つの論点になるのだということを、今聞いていて思いました。

それから、もう一つは、ケーブルテレビは、先ほどの事務局の案を素直に読むと、電気通信役務利用放送法のスキームでいくのかなという感じがするのですが、それがもし無線の放送についてもそういうスキームで考えるということであれば、その場合に、現在の地上放送の設備、電波のコンテンツの立地の原則をここでどう担保するのかとか、どう扱うのかというのも大きな論点であろうと考えます。

【長谷部主査】 舟田委員、どうですか。

【舟田専門委員】 まだ詰めて考えていませんけれども、現行法から一番楽にこの新しい法体系に移行するのは、有線テレビジョン、それから衛星放送を分けて、例えば、第二編伝送設備の一種類として、有線テレビジョン施設を置いておいて、それを受けて、伝送サービスのところで、その有線テレビジョン施設を使った伝送サービスというようなのが一番現行法に近いわけですね。受託放送もそうだと思います。衛星それ自体は伝送設備、それを運営してサービスを送るというふうに考えると、第二編と第三編は、現行法からうまく、一番楽に動く。

しかし、そのかわり、ただ名前を変えただけじゃないのという、そういう意味では、実態は変わりばえしないねということになるのかもしれませんが、ただ、有線テレビジョン施設なり放送用の衛星は、やはりそれ特有の事情がありますから、例えば、有線テレビジョン放送を第二編に全く書かないで、とにかく伝送サービスかメディアサービスかということでもいいのか。これは、今日ここへ来て、お話を伺って感じたことです。

【長谷部主査】 私もできれば楽なほうがいいなと思っているのですが、舟田先生、今のモデルですと、現在自主放送をやっている有線テレビというのは、3つ免許が要るんですかね。設備と伝送サービスとメディアサービスと。

【舟田専門委員】 有線テレビジョン法上、設備設置者と事業者とありますね。しかし、事業者の中で、実際に放送をやっているものは、いわばコミュニティチャンネル用に、これはメディアサービスになりますね。それをやらない、先ほどの例で言いますと、再送信だけやっている、

これは伝送サービス事業者だ、しかしメディアサービスはやっていないということで整理できないかなと。

【長谷部主査】 なるほど。では、2つになるところと、3つになるところが。

【舟田専門委員】 そうですね。

【長谷部主査】 ほかにはいかがでしょう。ケーブルについては一家言おありの先生方がいらっしゃるかなと思うのですけれど。

山本委員は、何かご意見ございますか。

【山本専門委員】 にわかには考えがまとまらないのですけれども、お話を伺っていると、伝送サービスと言われているものの中にも、いろいろな類型があり得ると思います。これは、先ほどの説明ですと、電気通信事業法を主に持ってくるということですね。そうだとすると、例えば、ケーブルテレビ等の同時再送信は、ここに形の上では入るのかもしれませんが、現在の電気通信事業法と同じ枠組みに乗せるのが可能なのか、ちょっとわからないので、少し分けて考えたほうが、あるいはいいのかもしれないと思いました。

いずれにしても、第三編、第四編とも、規律の内容をまず考えて、あるいは考えながら、では対象がどうなるのかというふうに対応させないと、抽象的にこことここを分けるとだけ議論しても、結論が出ない気がいたします。

【長谷部主査】 菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 ケーブルの放送の同時再送信は、結構難しい問題だと思うのですけれど、一つ、方向性としては、やはり日本はブロードバンド立国、大国を目指しているわけですから、今、確かに同時再送信だけやっているケーブルテレビ事業者って存在はしているのですけどね。でも、それは例外的にといいいますか、将来はみんなブロードバンドになるんだという方向性を見据えた上で、うまく制度設計ができないのかなということは感じましたね。

ですから、私、この第三編で、放送の同時再送信がここに論点として入ってきたというのは、ちょっと奇異には感じているのですけど。そんな感想です。

【長谷部主査】 舟田委員、お願いします。

【舟田専門委員】 もう一つ、これは随分議論した点ですけれども、結局、これ、役務利用放送法に一本化できないかという話なんですよね、伝送サービスの話は。現行の役務利用放送法は、有線系と衛星系、無線系といいいますか、両方あるわけですけれども、現行法上は、有線の役務利用というのは、今はIPTVだけかな。ですよね。無線は、CS放送の半分ぐらいが、今役務利用放送になっているんですかね。

有線テレビジョン放送法も、役務利用放送の枠組みに乗っければ乗っかると思うんですけどね。ただ、ケーブルというのは、基本的には実態上は地域独占に近いということがあって、やはりそれ特有の問題があるのではないかなというので、先ほどは別々に書いたらどうかということを使ったのですけど、あまり自信はありません。やはりこれも役務利用で一本化、やろうと思っただけできないことはないわけですね。

そういう意味では、受託放送役務も、これは、こんな場で申し上げてあれですけれども、役務

利用放送法ができたときに、これで委託・受託はなくなるなど思っていたら、なくならなくて、CSは今二本立てでやっているわけですね。それはそれなりの理由があるので、今ここですぐ一本化しろというつもりはありませんけれども、しかし、流れとしては、伝送サービス、こういう分け方をした場合に、どうして役務利用放送法と受託・委託放送役務という2つの枠組みがあるのかという疑問が当然出てくるという気がいたします。

それから、もう一つ、チャンネルリースは、有線テレビジョン放送法では、9条で承諾義務がかかるという仕組みなのですが、これは先ほど言いましたように、有線テレビジョン施設が事実上独占に近いということから、それは空いているんだったら貸してねと言われたら、支障ない限り貸しなさいよという規定であるわけですね。

これも、先ほど言いましたように、現行の法体系からスムーズに移行したいと思えば、有線テレビジョン施設を別枠にするわけですから、このまま乗っかってくる。しかし、せっかくこういうふうに分けた、伝送設備と伝送サービスという区分にしたのだからガラガラポンだということになりますと、やはりこのチャンネルリースの制度は、設備者とサービス、つまり、伝送サービスを行うということになりますから、その意味では、もう少し施設の利用と違ったとらえ方をしなければならぬ、変えなければならぬということで、楽なほうがいいか、ガラガラポンでやり直すかというのは、ここでもやはり出てくるような気がしますね。

【長谷部主査】 舟田先生のお考えだと、空きチャンネルの利用強制というのは、伝送サービスの規制の問題なのか、あるいはプラットフォームの問題なのか、それは。

【舟田専門委員】 伝送サービスの問題で、私は、ガラガラポンで言いますと、もし空いているなら、申し込みがあればどんどん受けるのがサービス事業者として当然ではないかと思うんですね。そういう意味では、独占的な設備を使うことについての承諾というのは、若干古い頭の体系という気もする。しかし、それは、それが実態に合っているという面もあるものですから、ちょっと悩ましい。私、今日はどちらということはいいかねますけれど。

【長谷部主査】 いかがでしょうか。

【大谷委員】 伝送サービスの部分で、電気通信事業法をベースとして、その規制の核の部分の記述していかれるという構想だと書かれているわけなのですが、具体的なイメージがなかなかわいてこない部分がありまして、もともと電気通信事業法の中にも、おそらく伝送設備にかかわるような、例えば、接続問題について、総務大臣の命令を受けて相互に接続を促進するような仕組みが埋め込まれているわけですが、それは伝送設備の第二編に持っていかれることになるのか、それとも、伝送サービスを提供するためのルールとして、そちらに記述されることになるのか、また、例えば、CATVのようなものも含めて、この電気通信事業法の規制を直接適用した場合に、例えば、接続の問題ですとか、それから、電気通信設備の第1種とか第2種の指定といったものについて、結局、そちらには多分及ぼさないという形、規制を強化する方向には及ぼさないというつくりにするんだと思うのですが、だとすれば、この伝送サービスの部分について、独立のレイヤーとして電気通信事業法を、先ほどから出ているガラガラポンとして導入することの意味というのは一番どこの部分にあるのだろうかということがちょっと見えてこないとい

うことがありまして、事務局のご説明がいただければと思っております。

【内藤法制企画室長】 お答えがうまくいくかどうか恐縮ですが、

いわゆる伝送設備規律なのか伝送サービス規律なのかというのは、簡単に申し上げますと、物理的な特性にかんがみて規制をするのが伝送設備のほうで、それをを用いて一定の役務・サービスに供するというのが伝送サービスの規律でございます。そういう意味では、接続の中身にもよるんだと思うのですが、事業者間をどういうふうに接続させるのかという話になってきますと、それは当然伝送サービスの規律ということで、その規律の内容に応じて、おのずとそれは決まってくるのかなと、あまりそこは現時点で気にはしていない部分でございます。

もう一点あったかと思うのですが、ちょっと質問の趣旨が、すみません、ちょっと理解していません。とりあえず一点目につきましては、以上でございます。

【大谷委員】 はい。

【舟田専門委員】 今の点ですけれども、設備をなぜ第二編として置くのかですけれども、メインはやはり物理面といいますか、例えば、技術基準とか、モノ（物）それ自体についての規制は、現行の電気通信事業法41条以下ありますから、それを受け継ぐんだと思うのですね。

問題は、事業法上です。それは単なるモノそれ自体についての規制ですけれども、事業の用に供するものについては、85年の改正後の電気通信事業法というのは、第1種電気通信事業というのは、まさに設備規制だったから、設備規制の意味があったんですね。で、第1種、第2種はなくなりましたから、NTTを除いては、設備規制の意味は大分なくなってきたと、おっしゃるとおり。だから、伝送設備の物理面からの規制だけでいいではないかということになるのだろうと思いますけれども。それは有線はそういうことですが、無線は国民全体のものを使わせるわけですから、これはやはりその設備そのものについての規制だけではなく、作用法上の規制は必要だと。

だから、ややこしいのは、やはり有線のほうになってくるんですね。先ほどの有線テレビジョン放送もそうですけれども、自分がお金を出して設置するなら、それは物理的な技術基準は別として、あと事業法上の規制は要らないのではないかということも十分あり得る。それに対して、いや、その設備の特性に合わせて規制することもあり得る。一番ややこしいのは、やはり設備を自分で持って、その設備を使ってサービスする、一種の、これは自営とは言わないと思いますけれども、有線テレビ施設者であり、かつ有線テレビ事業者でもあるということですよ。それは自分でコストをかけてやったのですから、それはどういう伝送サービスをやろうがおれの自由ではないかというふうになるのか、それとも、電波のように、もう少し公的な観点からの規制が入るのかということだろうと思います。

ですから、ちょっと今日は思いつきですけれども、メディアサービス事業者でも、多分、自営の設備というのは持っている、あるいは……

【長谷部主査】 持つということはある得るのでしょうかね。

【舟田専門委員】 まさに受けているわけですよ。だから、先ほどの質問の3つの段階というのは、そのことですよ。

【長谷部主査】 そのことです。

【舟田専門委員】 全部自分が設備をつくり、伝送サービスをし、メディア・サービス（＝コンテンツ）もやる。

【長谷部主査】 どうもすみません、わかりにくい話で。

今の論点は、紛争処理委員会がどういう役割になるかと……國領委員、ありますか。

【國領専門委員】 この中で、接着剤でつけた跡が一番残っているのが、この紛争処理のところではないかという印象があります。この②の伝送サービス事業者とメディアサービス事業者の間の紛争を対象に加えるというのは、かなり深遠なことのような気がいたしまして、これはやはり先ほどの言論の自由とかというような話とも密接に関係して、こんなことを事業者間だけで調整を本当にしているのかということも考えなければいけない。それから、これは先ほどあった、それこそ経団連の報告なんかで、規制主体とか行政の役割みたいなものをどう位置づけ直すのかということと非常に密接に関連しているところではないかという気がいたします。

ということで、ちょっとここにぼっとあるというところが、やや違和感がある部分なのかなという感じがしまして、少しこの部分については、全体的にレイヤー間とか事業者間とかいうものの、だれがどういう思想に基づいてやるかということについての位置づけというのは、ちょっとしっかり考えたほうがいい部分ではないかと思います。

【長谷部主査】 確かに、表現の自由ということになりますと、これはコンテンツをつくる側と、それから、そのコンテンツを受け入れろという強制される側にも表現の自由というのがありますので、両方ぶつかることになりますね。

【國領専門委員】 はい。

【長谷部主査】 自分が流したくもないものを何で流さなければいけないのかということもありますので。

ほかには、いかがでしょうか。

【菅谷専門委員】 今の点ですけど、多分、最も現実的な問題というのは、やはりケーブルテレビの再送信問題ですね。私は、これがこの中に入ってくるのかなと。そうすると、今は大臣裁定でやっていますが、ここに入れようとしたら、また画期的なことになるのかもしれないのですけれども、3ページの②を読むと、何かそんなのを入れようとする、そういうものを入れてもいいよみたいなメッセージなのかなと読みました。

【長谷部主査】 で、菅谷委員としては、どっちがいいですか。

【菅谷専門委員】 どっちかというのは、すぐには言えないのですけれども。ちょっと難しいところで、もうちょっと勉強してから。

【村上委員】 私は、融合ということを進めていくという考え方から言いますと、②の伝送サービス事業者とメディアサービス事業者の間の紛争も対象には加えるという考え方があるのではないかと思います。それを、どういう考え方で規律していくかは、また別の問題がございしますが、対象としてはここまで広げて、情報通信紛争処理委員会という形にするのが自然な流れで、それができないかどうかをチェックするという考え方があると思います。

【長谷部主査】 本日のところは、結論を得るということではございませんので、いろいろご意見を伺うという話なのですが。

そうすると、コンテンツのほうに入っていけそうでしょうか。

【伊東委員】 ケーブルテレビのところで、役務利用放送に一本化というお話だとか、その前には技術基準の話もありましたし、今は再送信の話題が出て参りました。再送信については、この間までぎりぎりやっていたものですから、しんどいなと思いつながらお伺いしておりました。

現行法制度でも、有線の電気通信役務利用放送と有線テレビジョン放送では、技術基準の考え方というか、縛り方がかなり違っているように思います。有テレ法は、基本的には再送信という役割がもともとあって、個別のアンテナによる直接受信に比べて品質が落ちないようにという考え方があったのだと思うのですけれども、それを担保するために施行規則でかなり微に入り細に入りネットワークの技術基準を細かく規定しています。それに対して、IP系の再送信といえますか、役務利用放送の技術基準については、役務利用放送法の施行規則には、多分、ほとんど何も記述されていないと思います。それで、現実問題としては、許認可の案件が起こるたびに担当課が個別審査をされているのが現状だと思います。

したがって、何となくイコールフットィングになっていないというのが、以前から個人的には気になっていたところでして、今回の検討に際して、その辺りがイコールフットィングになるといいなと思っています。

それとともに、また別の話もございまして、今お話のあった大臣裁定の件ですが、これは有テレ法にはあるのだけれども、役務利用放送事業者の場合は、再送信に同意しませんよと言われた時点でおしまいでして、それから先の手立てはないということもイコールフットィングにはなっていない。

それから、これは直接この法制度とは関係なく、むしろ著作権の絡みだと思いますけれど、有テレは区域外再送信をやっても放送という位置づけですけれど、IP系のほうは、放送区域内の同時再送信に限って有テレと同じように見ますよと。つまり、区域外再送信については、いまだに自動公衆送信の扱いなのではないかという気がします。

ということで、いろんな点でイコールフットィングにはなっていないような気がしますので、ここで考え直すということなら、その辺りのところもできるだけイコールフットィングになるほうが良いかと、技術基準を策定するお手伝いをしてきた人間としては、そんなふうに思っております。

【長谷部主査】 それでは、まだいろいろとご意見あるかと思いますが、コンテンツのほうに議論を移らせていただければと思います。次は、第四編のコンテンツと第五編のプラットフォームがまとめて一つのくくりということなのですが、ここは大変なところだと思うのですが。

ウ 「第四編 コンテンツ」及び「第五編 プラットフォーム」

【菅谷専門委員】 まず、メディアサービスの類型化で、③の有料／無料の区別云々とありますけれども、ちょっと事務局にお聞きしたいのですけれども、いわゆるEUのリニア／ノンリニ

アという考え方がありますがけれども、これはこの③の中で、それも含めたことを言っているのか、それはここでは類型化の事例に入っていないのか、どっちなんですか。

【内藤法制企画室長】 少なくとも、私個人の理解かもしれませんが、12月の研究会報告書におきましては、メディアサービスというものに、ある程度同報性というものを重要な要素として考えておりますので、いわゆるEUのリニア／ノンリニアという観点からすると、ノンリニアはそもそもメディアサービスに入っていない、そういう理解だったかと思えます。

【菅谷専門委員】 そういうことでよろしいんですか。

【長谷部主査】 菅谷委員は、それではだめだということでしたらあれですけども。

【菅谷専門委員】 いやいや、私は出ていなかったもので、そういう了解がもう既にあればいいのですけれども。メディアサービスはリニアだけ。

【長谷部主査】 菅谷委員が了解しておられないということでしたら、それは重大問題ですので、何かご意見がございましたら。

【菅谷専門委員】 いや、私は、その区別をしたほうがいいという考え方なのですけれども。それを、だから、ノンリニアをメディアサービスに入れないと、何になるんですかね。一般メディアサービスにも入らなくて、公衆……

【村上委員】 オープンメディア。

【菅谷専門委員】 オープンメディア。わかりました。要するに、私、まだ理解不足かもしれませんが、メディアサービスはリニアで、同じ放送番組でも、ノンリニアで提供される場合はオープンメディアコンテンツという理解でよろしいですか。

【内藤法制企画室長】 はい。

【菅谷専門委員】 そういうことでね。はい、わかりました。

【村上委員】 あれ、そうですか。

【菅谷専門委員】 違うんですか。

【村上委員】 私は、そもそもリニア／ノンリニアという軸はここに入っていない、と理解しています。メディアサービスは、基本、リニアサービスですが、将来は、オープンメディアでもリニアサービスの可能性はあると思います。ですから、私は、リニアとノンリニアという軸で、メディアサービスとオープンメディアコンテンツを分けるというふうには理解しておりません。

【長谷部主査】 中田統括官、お願いします。

【中田政策統括官】 今の議論は、多分、その上の1のところ、メディアサービスをどう定義するかというところの議論だと思います。そこで、①で書いていますのは、メディアサービスの概念を今の放送の概念と同じ概念と考えましょうということで、そうしますと、多分、これはリニアサービスしか入らないということなのですが、1の②は、メディアサービスを放送の定義とは変えてしまうという選択肢です。そこでメディアサービスの定義を決めなければいけないということだと思いますので、リニア／ノンリニアの話というのは、必ずしも所与のものとして議論がまとまっているというわけではなくて、1のところでメディアサービスの範囲を決めるときに議論しなければいけない問題だと思います。

【長谷部主査】 要するに、ご議論お願いしますということですね。

【伊東委員】 放送政策研究会で「サーバー型放送は放送ではないですよ」と塩野先生がおっしゃっていたことがあったのでございますが、現在ではちゃんと放送に区分されているはずでして、サーバー型放送はリニアなのですか。

【内藤法制企画室長】 現時点ではリニアという整理になっております。正確に言うと、放送だということですよ。

【伊東委員】 放送であることはわかるのですが、あれはリニアですか。

【菅谷専門委員】 ノンリニアですよ、それは明らかに。

【伊東委員】 ですよ。

【菅谷専門委員】 それは明らかです。そこが難しい。

【長谷部主査】 さらに説明はありますか、事務局から。

【内藤法制企画室長】 ちょっと私も今資料を手元に持ち合わせておりません。可能であれば、また次回ご説明申し上げるといふことでよろしいでしょうか。

【長谷部主査】 どういう意味で放送なのかということについて、では、改めてということ。

【菅谷専門委員】 今の点はもうちょっと議論したほうがいいと思うのです。

もう一つ、3のところですけども、「一般メディアサービスについて、次に掲げる点について見直すべきか。」というところで、これは一般メディアサービスに番組準則以下全部を適用するかどうかということですね。

【長谷部主査】 そうですね。

【菅谷専門委員】 今、現行はかなり適用されていますね。私、この中で、やはり一つ重要なポイントが、番組審議会だと思ふのですけれども、特別メディアサービスで、例えば、自らが報道したりニュース番組を提供しているようなところでの番組審議会というのは、非常に有効に機能していると思ふのですけれども、いわゆる専門放送で、一般メディアサービスについて、果たして特別メディアサービスと同じような番組審議会が必要かどうかというのは、常日ごろ疑問に思っています、もし一般メディアサービスについて何か疑問なり消費者からの苦情なりが出てきたときには、それを処理するような第三者機関みたいなものがあれば、番組審議会というものは特にそういうものにはなくてもいいのではないのかなと思っています。

それから、あと、番組準則の政治的公平の確保というのが今ありますよね。これについては、アメリカではもうフェアネス・ドクトリンというのはないのですけれども、こういうのも、4つ番組準則はありますけれども、少しは議論をしたらいいのかなということで、今日議論をしましょうということではないので、そういう問題提起です。

【長谷部主査】 はい。

【内藤法制企画室長】 一言だけ。アメリカのフェアネス・ドクトリンは確かに廃止されておるのですが、これとは別に、アメリカではいわゆる候補者を平等に取り扱うべしというような、そういった規律は、これはフェアネス・ドクトリンとは別にまだ存在しておりますので、必ずしも全部政治的公平性がアメリカでは適用されていないというわけではないということだけ、恐縮

ですが、ちょっと申し述べさせていただきます。

【長谷部主査】 中村委員、お願いします。

【中村専門委員】 主にオープンメディアコンテンツに関してですけれども、今、自民党で青少年保護のためにインターネットの有害情報を規制する法案が議論をされています。その青少年を有害情報から保護するという趣旨に私は賛同しますが、今議論されている内容を見ると、非常に強い規制案となっていて、例えば、新聞社、あるいはテレビ局のつくるサイトも、あるいは個人のブログであっても規制を受けるという内容でありますので、私はそれに対しては反対なのですが、聞いているところでは、場合によっては今国会にその法案が提出される動きがあるということでありまして、この前身の研究会では、オープンメディアコンテンツについては、表現の自由を守るという趣旨で、非常に抑制的な議論をしてきたつもりなのですが、もしそうした法案が国会で議員から提案されて成立するという事態になると、ここに書いてある問いかけ自体、この議論自体が無意味なものになると考えます。それに対してどのような態度、スタンスで臨むのかということも、これは時間がないかもしれませんので、明確にしておく必要があると考えます。

【長谷部主査】 これは一つの論点として、そういうものがあるという話なのですが。

【木村専門委員】 私は、前の研究会に関しては、横目で見させていただいているだけですし、法律そのものには本当にまだまだ勉強しなければいけない点が多々ございます。ただ、利用者側の行動ということを考えてきた人間として、今の中村委員のご指摘には非常に賛同するところでして、やはりネットが、これから可能性がある、しかも、この法案をつくる大きな意義があるとすると、やはり多対多のコミュニケーションが、ネット社会の非常に大きな力になっていく領域であり、それをいかに発展させるかではないかと思います。そこは、あらかじめ強く何か枠をはめないで、とりあえずオープンメディアコンテンツという形で一つの枠組みをつくって、自律的な秩序形成を期待するような側面を持たせたほうが良いと考えます。もちろん、青少年の健全な育成、これは非常に大切な点だと思いますので、その点はまた別途きっちり考えていく必要がある。ただ、それを何か理由にして、大きく発展する余地をそいでしまうことだけは避けたほうが良いのではないだろうか。

もう一点、今日のお話を伺っていて、アメリカで96年通信法が改正される議論の中で、タイトルセブン（通信法第7編）が構想され消えた経緯を思い出しました。つまり縦割りがあつた中で、一つ自由な空間というものを、タイトルセブン、第七編としてつくろうという議会側の議論があつて、結局は実らなかったわけですが、今回のこの委員会での議論は、既存のところを縦横にする部分と、新しく発展するところの土壌をどうつくるかという意図を持っているというところで、タイトルセブンのコンセプトを具現化する側面を持っているように思います。この点からも、今の中村委員のご指摘には、共鳴するところがあり、一構成員の意見として申し上げさせていただきます。

あと、もう一点、先ほどの紛争処理委員会のところに関しては、どうなのでしょう、私は法律は本当によくわからないので、第六編で利用者保護があるのですけれども、先ほどのお話を伺

っていると、紛争処理というのが、ある程度レイヤー間をまたがるとすると、何かもうちょっと紛争なり、あるいは利用者保護なりをまとめる、これは現状を踏まえて、第三編第4章という形になったと思うのですが、別な位置づけもあるのかなと。これは感想でございます。

【長谷部主査】 國領委員、お願いします。

【國領専門委員】 今の中村委員、木村委員と基本的に賛成なのですが、その表現の仕方について提案です。既に出てきた、表現の自由という概念が片側にあるわけです。加えて、もう一つ非常に重要な概念として、これはネットワークの中立性みたいな議論のところによく出てくるわけなのですが、情報のアクセスの自由という概念があります。発信する側からだけではなくて、受ける側の権利なんだというようなところを、きちんと考え方として持っておくということが、変な法律にしない、つくらないようにするために非常に重要なのではないかと思います。

【長谷部主査】 情報への自由なアクセスの確保ということは重要だということですね。

長田委員、お願いします。

【長田委員】 前の研究会のときにもヒアリングでお話をさせていただいておりますが、私どもの団体は、青少年の健全育成というのを60年間、今年60年目の団体です。それで、そういう団体ですらというか、そういう団体だからこそ、今回自民党で議論されている法律には反対をしております。

一つ大きな理由としては、やはり表現されたものに対して、その情報に対して国が関与する、又は行政機関が関与していくということには、60年以上前の戦争の前夜のことを考えても、非常に危険なことだと考えておまして、このことに関しては、もう中村委員や他の委員もそれぞれおっしゃいましたように、同じ考えで反対をしたいと思っておりますので、今回のこの新しい法律の考え方も、そこは大事にさせていただきたいと思っております。

【長谷部主査】 この点につきまして、また、ほかの点につきましても……根岸委員、お願いします。

【根岸委員】 違うことでよろしいですか。

【長谷部主査】 もちろん、はい。

【根岸委員】 第五編のプラットフォームの話で、ここでは、現行の有料放送管理業務に関する規定というか、放送については、そのようなものが一定の規制があると。しかし、電気通信事業とか、そちらには基本的にないわけですね。今度、融合するということに、それはどうなるのかというか、全体としてそういうことを考えなければならないのかという問題があると思うのですが、

これは、前回の研究会の報告書の5ページで書かれていることはどういうことかというのをちょっとお尋ねしたいのですが、2つ書いてあって、2つの関係はどのような関係なのかというか、現時点ではプラットフォームレイヤーを他のレイヤーから独立した規制として立法化する必要はないと。しかし、あるということが書かれてあって、その意味が必ずしもよくわからない。つまり、後のほうに書いてある、プラットフォームが新たなボトルネックとして情報の自由な流

通を阻害する、場合によれば、あるいは競争を害するとか、そういうことがあり得ると思うのですけれども、そういうことを踏まえて、不当な差別的取り扱いの基準やオープン性の確保のための措置について、その必要性も含めて検討ということでもありますから、それは今まで必ずしもなかったものに何か規制を加えようというようなことが読み取れるわけですが、そうではないのでしょうか。あるいは、上のことと独立した規制としてということと、この2番目に書いてあることとの関係がよくわからない。それが、この五編のここで書いてあることとどうつながっているのかについて、ちょっと教えていただければありがたいと。

【長谷部主査】 これは、とりあえず事務局からお願いできますか。

【内藤法制企画室長】 事務局でございますが、ちょっと正確かどうか、やや恐縮でございますが、プラットフォームにつきましては、まず下のような考え方があるということでございます。すなわち、ボトルネックとして情報の流通を阻害する可能性があるということございまして、ただ、それについて規律すべきかどうかという、その是非も含めて、現時点では基本的にはほとんど議論がなされていないと。少なくとも、そういうことについて議論はする必要があるのではないかというのが下の趣旨でございます。

中間とりまとめのときには、実はこの部分だけ書いておったわけですが、これに対して、パブコメ等々、あるいは構成員の方からもいろいろと意見がございまして、プラットフォームというのは今後非常に将来性のあるサービスでありますので、あたかも規制ありきというようなことで、そちらの方向で議論するのはそもそもおかしいのではないかと、インセンティブ等も著しく阻害されるというようなことがございまして、まず現状認識として、何か規制する必要があるかということについては、独立した規制として立法化する必要性は大きくはないであろうという判断を加えたということでございます。

資料2、3における放送プラットフォームの関係ですが、実は、これと同時並行で放送法の議論、改正の議論が進んでいたこともありまして、実際、この報告書が出たときには、実は放送法の改正が臨時国会で成立したわけございまして、この後に出てきた事象ということで、放送プラットフォーム規律をどこかに置くことを考える必要があるだろうということで、資料2、3で、この場所に置いてみたということでございます。

【長谷部主査】 規制の必要性について、議論することは十分必要なのだけれども、それが直ちに法的に規制するべきかということになると、それについては当面はという、そういう議論だったと思うのですが、それで舟田委員、よろしいでしょうか。

【舟田専門委員】 具体的に言いますと、携帯3社のプラットフォームと、私は電子商取引が規制対象の候補になり得ると思うのですけれども、寡占ということですね。いろいろな議論をしましたが、ヒアリングもして、事業者側はもちろん反対ということもあり、あるいは、今ご紹介があったように、中間取りまとめについては、このプラットフォーム規制ありきというようなことは行き過ぎではないかということもあり、最後には、プラットフォームそれ自体としての規制体系をつくるのはいかがかと、時期尚早ではないかということで落ち着いたのだらうと思っております。

【長谷部主査】 そんなところで、わかったような感じですか。

【根岸委員】 いや、わかったというか、わからないというか、申しわけありませんが。

ただ、例えば、この研究会のまとめの「通信・放送法制の抜本的再編」を見ると、かなりプラットフォームというのは重要に、レイヤーとしては位置づけてあるわけですね。だから、それとの関係ではどう考えるかという、そのような……私は別に規制しろと今思っているわけではないのですが、こういうふうに、かなり重要なものに位置づけているわけだから、やはりかなり議論しなければならないなと思っているということです。

【長谷部主査】 おっしゃるとおりだと思います。

ほかはいかがでございましょうか。

【伊東委員】 別の点ですが、資料3の3ページの一番下の⑤に、「メディアサービス事業者に伝送容量又はサービス品質を確保するための制度は必要か。」と書かれております。事務局の冒頭のご説明を伺っていて、私の認識が間違っていたのかなと思ったのですが、最初にこれを見たときに何を思ったのかと申しますと、放送には基本的に輻輳という概念はないと、ずっと私はそのように思ってきました。通信系の研究や開発をやられている方に、その話をすると、「ん？」と一瞬止まられることがよくあります。先ほどのケーブルテレビのところにも若干関係しておまして、IPでの再送信とケーブルテレビの再送信のやり方は基本的に違っています。今後これらのサービスが一般メディアなのか特別メディアになるのか、そこはよくわかりませんが、例えば、輻輳が原理的に発生するようなネットワークでは、特別メディアサービスを提供してはいけないとか、そういう話になるのかどうか、輻輳という概念はもういいですよ、この際やめましょうという話になるのか、そこが、正直言いますと、個人的にはすごく気になっているところです。この⑤は、輻輳のことなのかと一瞬思ったのですが、そういう話ではないのでしょうか。

【長谷部主査】 これは、まずは事務局から。

【内藤法制企画室長】 いわゆるメディアサービスの条件というのでしょうか、それに輻輳の有無みたいなものを入れるかどうかというのは、まさにその一個上の四角2の部分のサービス品質みたいなものにも、ここは類型化の話ですが、かかわってくることでありまして、輻輳がないことを大前提としているわけでは必ずしも現時点ではない、そこはニュートラルということでございます。

3ページの一歩下に戻りまして、⑤は、そういったことを含めて、どのような制度がいいのかということございまして、先ほど⑤につきましては、参入の枠が限られた場合にどうするのかというような趣旨でご説明いたしましたけれども、これも、サービス品質、QoSを落として枠を増やすということが一応考え得るわけですし、そういったのも含めて、メディアサービス事業者に伝送容量なりサービス品質というものを確保してもらうための制度が必要かどうかというのも論点としてあり得る、そういった問題提起でございます。

(3) 次回会合、閉会

【長谷部主査】 どこまでの品質を要求するかで、制度の組み方が大きく変わってくるという

ご指摘だったかと思いますが。

これでコンテンツ、それからプラットフォームについての議論は尽きたとは到底思えないのですが、そろそろ時間でございますので、今日の討議はとりあえずここまでとさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。大変活発なご議論をいただいたわけですが、時間の関係ということで、本日はここまででお願いいたします。本日の積み残した点、あるいは宿題が残った点につきましては、次回の会合でさらにご議論をいただければと存じます。

次回の第4回になりますが、会合は、日時が5月13日火曜日で、午後6時から、18時から予定しております。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

【内藤法制企画室長】 特に細かいことで恐縮でございます。もし本日追加的にまだ意見をという先生方がいらっしゃるようでしたら、また事務局へ別途ご連絡いただければと思います。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして、通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会の第3回を閉会いたします。本日は貴重なご議論をいただき、どうもありがとうございました。

以 上